

平成27年第14回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成27年12月21日(月) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

委員長	加 藤 博 之
1 番	山 田 幸 男
2 番	五 嶋 久 年
3 番	水 野 昌 代
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
事務局次長兼	
学校教育課長兼	藤 井 雅 明
学校給食センター所長	
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	柴 田 宏
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
教育総務課主事	丸 山 佳 子
社会福祉課幼稚園係主事	加 藤 承 子

委員長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成27年第13回教育委員会定例会の会議録の承認は、1番山田幸男委員と2番五嶋久年委員が承認の署名を行う。

—署名—

委員長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、委員長において、3番水野昌代委員と4番平林道博委員の2名を指名する。

委員長

日程第3、「議第47号 瑞浪市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

本案について、事務局に説明を求める。

教育総務課長

議案資料により説明する。

委員長

質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

委員長

質疑を終結し採決を行う。

「議第47号 瑞浪市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。

よって、「議第47号」は、原案のとおり決する。

委員長

続いて、「議第48号 瑞浪市加知奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ならびに「議第49号 瑞浪市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。

本案について、事務局に説明を求める。

教育総務課長

議案資料により説明する。

委員長	質疑はあるか。
山田委員	資料5頁の様式について、変更後に「入学一時金」の欄が入るが、入学一時金が新たに加わったのか。
教育総務課長	現に通知書には入学一時金の欄を設け通知しているが、本規則に記載されていなかったため整備するものである。
五嶋委員	「生計を一にする者の等」の「等」とは何を示しているのか。 「等」を削除するということは、対象者の幅を狭めるか、「等」に当てはまる対象者がほぼ出てこないことから削除されると思うが、どういった理由なのか。
教育総務課長	「等」が何を指すかはつきりしないので、対象者を明確にするため削除した。
教育長	「生計を一にする者」という法律用語はあるのか。 「生計を同一にする者」とした方が分かりやすいのではないか。
教育総務課長	この箇所は再度調べ、ふさわしい言葉に訂正させていただく。
五嶋委員	個人的な予想であるが、「生計を一にする者の等」の「等」は、戦後貧しい時代に、親戚が家計を援助するケースではないかと考えていた。 そして、今の時代そういったケースはなくなってきたので、「等」が不要であるという判断で削除されたと予測していた。
教育総務課長	五嶋委員が言われるとおり、昔はそういった場合も考慮していたと思われる。 しかし審査は税務資料を基に判断するため、その資料に表れない所得に関して判断が難しい。したがって、不公平感のない同一世帯での所得を判断材料とする。
委員長	様式第3号の備考欄に「生計を同一にしている兄弟で別居している学生等」とあるが、親の仕送りで全て生計をまかなっている学生と、アルバイト等をして自身で生計を立てている学生がいる。 そこが記入する側としては曖昧であるが、事務局の見解はいかがか。
教育総務課長	別居している兄弟が住民票を移されると資料に載ってこないのので、扶養家族の人数を把握するために記入いただいている。 したがって、所得があったとしても収入として加算しない。あくまで、主に生計を立てる方は父母であると想定している。
水野委員	きちんと収入を得ている社会人の兄弟は、どういった扱いか。

教育総務課長	<p>社会人で別居し生計が別の兄弟については「家庭の状況調書」への記載は必要ない。</p> <p>社会人で別居し生計が別の兄弟の収入で生計を立てていれば、「就学者を除く家族」に収入を記載する。</p>
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
委員長	<p>質疑を終結し採決を行う。</p> <p>「議第48号 瑞浪市加知奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ならびに、「議第49号 瑞浪市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>ご異議ないものと認める。</p> <p>よって、「議第48号」「議第49号」は、原案のとおり決する。</p>
委員長	<p>続いて、「議第50号 平成27年度末瑞浪市教職員定期人事異動方針について」を議題とする。</p> <p>本案について、事務局に説明を求める。</p>
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	質疑はあるか。
五嶋委員	資料18頁下から4行目の「すすめる」の漢字は何をあてるのか。
学校教育課長	「推進」の「推める」である。
水野委員	<p>この2、3年でベテランの養護教諭が多く替わられる。特に中学校において、養護教諭は今大きな役割を担っている。</p> <p>方針案にも「計画的な配置と育成に努める」とあるが、具体的にどのように考えているのか。</p>
学校教育課長	<p>各地域とも小・中学校の連携が盛んなことから、小・中学校のどちらかにベテランの教諭を配置する。または近隣の地域で連携し、ベテラン・中堅・初任の配置を考える。</p> <p>チームを組んで養護教諭が成長していく体制を取っていかねばならないと考えている。</p>

山田委員

資料中段に「高校入試対象教科は、できる限り本務教員で対応するよう配置する。」とあるが、市の方針としては「高校入試対象教科に限らず本務教員で対応する」という表現にした方がいいのではないかと。

また、資料下から9段目に「市町村教育委員会と連携を深め」とあるが、瑞浪市教育委員会を指すのか、他市の教育委員会を指すのか分からない。

もし瑞浪市教育委員会を指すのであれば、事務職員が瑞浪市教育委員会と連携を深め、学校経営に提言・参画するという形は理解に苦しむ。

学校教育課長

「市町村教育委員会」は「瑞浪市教育委員会」に訂正する。

また、「学校経営に提言・参画する」の箇所については、事務職員研修会を毎月開催し、そこで教育総務課・学校教育課が市の動きについて説明し、質問に答える等を行っている。

事務の合理化についても、瑞浪市教育委員会と連動し、事務職員と一緒に考えている。そういった意味で、市教育委員会と連携を深めていきたい。

また、予算に関することが多いので、校長と連携を取ってもらい、円滑な学校経営をしていただけるよう配置したいと考えている。

山田委員

事務職員は学校職員の一員である。「教育委員会と連携を深め積極的に学校経営や学校長に提言していく」ということになると、学校職員の一員という立場から外へ出るように感じる。文言を追加し、「学校長の学校経営方針を受けて、積極的に学校経営に提言・参画する力を発揮できるよう」とすれば違和感はない。

学校教育課長

「学校長の学校経営の方針を受けつつ、積極的に学校経営に提言・参画する力を発揮できるよう」と文言を訂正する。

なお、事務職員が学校の中で学校経営に参画できない状況もみられたため、このように人事異動方針の中に入れさせていただいた。

山田委員

私の経験で述べると、瑞浪市の事務職員は非常に力を持っており、学校の教職員の一員として積極的に学校経営に参画されている方が多い。

今年私が訪問した明世小学校でも、廊下に事務職員の掲示コーナーがあった。また、実践論文に応募する事務職員が他市に比べ瑞浪市は多く、学校内の運営委員会や企画委員会に事務職員が入り、良い意見を発言下さる学校も瑞浪市は多いと思う。

事務職員の活躍が顕著なことが瑞浪市の特徴である。したがって、このように市の人事異動方針の中に事務職員が位置付けてあることは非常に良いことであると思う。

委員長

教職員は県職員であるが、人事について他市との連携等の実情はどのようなになっているのか。

学校教育課長	県の教育委員会の出先機関である東濃教育事務所の人事担当と調整を図っている。
委員長	どの市もこういった人事方針を出し、同じような体制で優れた教職員を確保しようとしているが、瑞浪市はどういった方法で優れた教職員を採用するのか、何か秘訣はあるのか。
学校教育課長	私は他市の教職員から情報を得ることを重視している。知り合いの方からこういった職員が聞くなどしている。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
委員長	質疑を終結し採決を行う。 「議第50号 平成27年度末瑞浪市教職員定期人事異動方針について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
委員長	ご異議ないものと認める。 よって、「議第50号」は、原案のとおり決する。
委員長	続いて、「議第51号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。  本案について、事務局に説明を求める。
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	質疑はあるか。
水野委員	資料21頁「希望する利用時間」に利用曜日と利用時間の欄があるが、この希望は通っているのか。
学校教育課長	幼稚園の担当者が説明する。
幼稚園担当者	幼稚園は利用曜日が月曜日から金曜日、利用時間は8時30分から14時30分までと決まっている。入園申込書は保育園の申込書を兼ねているため、幼稚園希望者は利用時間欄に記入はしない。 保育園に関しては、記入いただいた希望を受け入れている。
水野委員	実際にどれくらいの方が利用されているのか。

幼稚園担当者	932名が幼稚園、保育園を利用されている。その内、幼稚園利用者が295名である。
水野委員	土日に利用される方はどれくらいみえるのか。
幼稚園担当者	公立の保育園に関していえば、土日に利用されている方は1割に満たない程度である。
委員長	個人番号について、子どものマイナンバーのみ記入が必要で、保護者のマイナンバーは必要ないのか。
幼稚園担当者	授業料を決定するために父母の市民税の所得割金額が必要となるため、子どもだけでなく世帯員全員のマイナンバーが必要になる。
委員長	「個人番号」は通称「マイナンバー」であるが、申請書の「個人番号」という表記は市民に分かりにくくはないか。
五嶋委員	市役所の中では一般的に「個人番号」という呼び名なのか。
幼稚園担当者	国の子ども子育て支援制度におけるこれからの方針としては、「個人番号を使用する」とあるため、そのまま使用した。
山田委員	通知カードには、「個人番号」と正式名称が明記されている。
局長	「個人番号 (マイナンバー)」の施行にあたり、瑞浪市では関係条例を定めており、その中で「個人番号」という文言の規定をしているため、このような様式にさせていただいている。 通称は「マイナンバー」であるが、条例上規定されているためご理解願う。窓口では市民に分かりやすいよう担当が説明させていただく。
委員長	マイナンバーは4ケタ、4ケタ、4ケタであるのか。申請書様式では6ケタ、6ケタになっており、市民は記入しにくいのではないか。
幼稚園担当者	行政系からも指摘があり、どのようにするか行政係で検討している。枠を取り払うことも考えている。
委員長	役所の様式は分かりづらいところもあるので、一般の方にも分かりやすい書式をお願いします。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。

委員長	<p>質疑を終結し採決を行う。</p> <p>「議第51号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>ご異議ないものと認める。</p> <p>よって、「議第51号」は、原案のとおり決する。</p>
委員長	<p>続いて、「議第52号 瑞浪市児童生徒学業支援員配置要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題とする。</p> <p>本案について、事務局に説明を求める。</p>
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	質疑はあるか。
水野委員	もともと交通費は支給されていなかったのか。
学校教育課長	<p>その通りである。</p> <p>今回の改正により、通勤距離が2km以上5km未満の方は1日につき1000円、5km以上の方は1日につき2000円支給される。</p>
水野委員	<p>以前、瑞浪小学校の養護教諭が1人になられた際、養護教諭に支援員を付けることはできないかと尋ねた時に、今の支援員の立場と雇用条件で養護教諭に入っただけの方がいないと回答をいただいた。瑞浪小学校のような大規模校の養護教諭は負担が大きいと聞いている。</p> <p>そのあたりは、どのように配慮を考えているのか。</p>
学校教育課長	誠にその通りである。こちらでも養護教諭を助けることが出来る支援員を探している。現在でも、瑞浪小学校において支援員に養護教諭を少し手伝わせることや、子どもにつかせる場面もある。
水野委員	支援員の賃金が800円から820円に増額されているが、今学校において支援員の役割は非常に大きく、支援員を多く必要としている状態であると思われる。時給820円というと、学生アルバイトと同じ程度である。支援員に対する待遇を良くすることはできないか。
学校教育課長	今現在、教員免許状を持っている支援員については時給1,000円である。今回、教員免許状を持っていない支援員について、時給800円から820円に改正された。学業支援員も市の臨時職員なので、臨時職員の待遇改定がなければ支援員の待遇を変えるのは難しい。

委員長	2種類の賃金の根拠も瑞浪市臨時職員の改定によるのか。
学校教育課長	その通りである。
水野委員	市の臨時職員という枠組みと学業支援員が同じ立場という根本を変えていかなければ、支援員のための待遇改善は難しいということか。
学校教育課長	その通りである。
委員長	市臨時職員の規定があるため致し方ないところもあるかもしれないが、私も水野委員と同じく、学生アルバイトより安い時給820円という賃金は改善すべきだと考える。学業支援員を特別職とし、待遇を良くしなければ、優秀な人材の採用が難しくなってくる。 教育委員会独自の改正は無理か。
学校教育課長	簡単ではない。
五嶋委員	支援員は経験年数関係なく、一律の賃金なのか。
学校教育課長	一律賃金である。
委員長	山田委員はどのようにお考えか。元教職に就かれていた立場で、時給820円という賃金が妥当かどうか、ご意見があればいただきたい。
山田委員	金額が妥当かどうかに関しては分からないが、前々回の定例会で五嶋委員から支援員の3年間という限られた任期についてご質問があった。 それにも関連して、学業支援員は子どもの教育に関して専門性を有する職業である。 そのため、他の市臨時職員と同列ではなく、学業支援員という職域・職種を形成し、それに見合う人選、待遇、雇用内容を教育委員会として固めていくことが必要ではないかと考える。 特に、3年間経過すると有用な支援員が子どもから離れざるをえないという現実があり、学校にとっても足枷となっている。一度検討いただきたい。
五嶋委員	時給820円とあるが、時間数の計算は授業時間なのか、学校に出勤している時間なのか。
学校教育課長	原則、授業時間ではなく出勤時間である。 ただし、支援員の中には昼休みを除く1時間目から5時間目まで勤務している者もいる。
委員長	その他に質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

委員長

質疑を終結し採決を行う。

「議第52号 瑞浪市児童生徒学業支援員配置要綱の一部を改正する訓令の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。

よって、「議第52号」は、原案のとおり決する。

委員長

以上で本定例会に提出された議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成27年第14回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

14時30分終了